

令和元年12月10日 総務文教委員会

教育部学校教育課

議案説明資料

- 1 議案第67号 田川市教育職員の給与等に関する条例の制定について・・・P 1

議案第67号 田川市教育職員の給与等に関する条例の制定について

1 経緯・制定理由

- (1) 現在、田川市立小・中学校に勤務している田川市教育委員会が任用する教育職員（以下「教育職員」という。）は、臨時的任用職員として教育委員会規則により任用している。
- (2) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の一部が令和2年4月1日に施行され、会計年度任用職員制度が創設されるとともに、臨時的任用職員の任用対象が、「常勤職員に欠員が生じた場合」に厳格化された。
- (3) 教育職員は、1学級35人以下とする少人数学級編制を実施するために任用しており、「常勤職員に欠員が生じた場合」に当てはまらず、会計年度任用職員として任用することとなるが、会計年度任用職員は、扶養手当、住居手当等の支給がなく、現行と同等の給与条件にするためには、教育職員を任期付職員にて任用する必要がある。
- (4) また、現行の田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第24号）には、教育職員の給与及びその支給方法に関する規定がない。
- (5) したがって、地方公務員法第24条（昭和25年法律第261号）及び地方自治法第204条（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、職員の給与等を条例で定める必要があるため、今回新たに条例を制定するもの。

2 制定条例の主な内容

- (1) 給料表に関すること。
- (2) 特殊勤務手当に関すること。
- (3) 施行期日 令和2年4月1日

3 制定による影響及び効果

- (1) 田川市教育委員会が任用する教育職員の給与等に関する事項について、必要な事項を条例にて規定することにより、教育職員に対する給与等の支給を可能とする。
- (2) 現行と同等の給与条件にすることで、優秀な人材の確保が図られ、教育環境の改善に資する。

4 田川市教育職員の給与等に関する条例（別紙P2～P8）

田川市教育職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、田川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任期を定めて採用する教育職員の給与等に関し、田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年条例第24号。以下「任期付条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教育職員」とは、教育委員会が任期付条例第8条第1項に規定する一般任期付職員等として採用し、田川市立学校（以下「学校」という。）に勤務する教員をいう。

(給料表)

第3条 任期付条例第8条第1項の規定にかかわらず、教育職員の給料表は、別表のとおりとする。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、教育委員会が定める初任給基準に従い決定する。

(教職調整額の支給等)

第4条 教育職員には、その者の給料月額額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

- 2 教職調整額の支給を受ける者に係る次の規定の適用については、教職調整額は、給料とみなす。

- (1) 田川市職員の給与に関する条例（昭和26年条例第27号。「以下「給与条例」という。）第8条、第17条から第17条の4まで及び第19条の規定

- (2) 田川市職員の退職手当に関する条例（昭和58年条例第14号）第3条から第5条の2まで、第6条、第6条の2及び第6条の5の規定

- (3) 田川市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年条例第67号）第3条及び第4条の規定

(特殊勤務手当)

第5条 給与条例第12条の規定にかかわらず、特殊勤務手当は、次に掲げる業務に教育職員が従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときに支給する。

- (1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務で次に掲げるもの
 - ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務
 - イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務
 - ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導業務
 - (2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等（学校が計画し、実施するものに限る。）において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの
 - (3) 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日（田川市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「勤務時間条例」という。）第4条第1項、第5条及び第6条に規定する週休日をいう。以下同じ。）若しくは休日（勤務時間条例第10条に規定する休日をいう。ただし、勤務時間条例第11条の規定により休日の代休日を指定された場合は、同条の規定により指定された代休日をいう。）若しくは給与条例第16条の規則で定める日（以下「休日等」という。）に行うもの
 - (4) 学校の管理下において行われる部活動（正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。）における児童又は生徒に対する指導業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が3時間45分又は4時間である日に行うもの
- 2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる業務に従事した日1日につき、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号アの業務 8,000円（被害が特に甚大な非常災害（教育委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額）
- (2) 前項第1号イの業務 7,500円
- (3) 前項第1号ウの業務 7,500円
- (4) 前項第2号及び第3号の業務 5,100円
- (5) 前項第4号の業務 2,700円

（義務教育等教員特別手当）

第6条 教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、給料表の号給に応じて、市長が規則で定める。

（退職者の給与）

第7条 給与条例第19条第2項の規定にかかわらず、教育職員が結核性疾患にかかり、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

（給与に関する条例の適用除外）

第8条 任期付条例第10条第2項に規定するもののほか、給与条例第13条及び第16条の規定は、教育職員には適用しない。

（正規の勤務時間を超える勤務等）

第9条 教育職員については、勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、次に掲げる日において正規の勤務時間中に勤務することを含む。次項において同じ。）は命じないものとする。

(1) 勤務時間条例第10条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日

(2) 給与条例第16条の規定により休日勤務手当が一般の職員に対して支給される日（前号に掲げる日を除く。）

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議（教育委員会の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長又は教育委員会が規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（田川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 任期付条例の一部を次のように改正する。

第1条に次の1項を加える。

- 2 この条例に規定する事項について、他の条例に特別の定めがある場合は、その定めるところによる。

(田川市職員定数条例の一部改正)

第3条 田川市職員定数条例（昭和24年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を次のように改める。

- (5) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 74人

別表（第3条関係）

給料表

号給	給料月額
	円
1	159,700
2	161,200
3	162,700
4	164,200
5	165,800
6	167,700
7	169,500
8	171,300
9	173,000
10	175,100
11	177,100
12	179,100
13	181,000
14	183,200
15	185,400
16	187,600
17	189,800
18	192,400
19	194,900
20	197,400
21	199,900
22	201,600
23	203,300
24	205,000
25	206,500
26	207,900

27	209,500
28	211,000
29	212,700
30	214,400
31	216,100
32	217,800
33	219,100
34	220,800
35	222,500
36	224,200
37	225,600
38	227,300
39	229,000
40	230,700
41	232,300
42	234,000
43	235,600
44	237,200
45	238,900
46	240,400
47	241,700
48	243,100
49	244,300
50	245,700
51	247,100
52	248,300
53	249,400
54	250,800
55	252,000
56	253,000

57	254,200
58	255,400
59	256,500
60	257,700
61	259,100
62	259,900
63	261,100
64	262,000
65	263,000
66	264,400
67	265,500
68	266,800
69	268,400
70	269,900
71	271,200
72	272,600
73	273,600

